



環生第 10180001 号

令和 4 年 12 月 9 日

東急不動産株式会社

代表取締役 岡田 正志 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について

令和 4 年 10 月 18 日付けで送付のあった標記計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 14 条第 3 項の規定により、別添のとおり意見を述べます。

「(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

本事業は、和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近の尾根を事業実施想定区域（以下、「想定区域」という。）として、単機出力最大 5,500 キロワット級の風力発電設備を最大 22 基設置するものである。

想定区域には、近くに、和歌山県自然環境保全地域として指定された川又観音社寺林及び大滝川があり、「川又観音のトチ」は県の天然記念物にも指定されている。また、その大部分が水源涵養保安林に指定されており、川又観音周辺は、保健保安林として指定されている。

動物について見ると、川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区に囲まれており、そこに生息する鳥獣の活動範囲になっていると考えられる。また、想定区域及びその周辺には、カモシカ（国指定特別天然記念物）、ヤマネ（国指定天然記念物）、オオダイガハラサンショウウオ（県指定文化財（天然記念物））などの貴重な動物が生息している可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、表流水を使用した上水道の水源地や森林法に基づく保安林、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに「山地災害危険地区調査要領」（平成 18 年 7 月林野庁）に基づく山地災害危険地区等が存在しており、想定区域は土地の改変に慎重を要する地域である。

本事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれがあることを十分認識した上で、慎重かつ丁寧に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、環境影響を回避し、又は十分に低減する必要がある。

1 総括的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

本配慮書は、次に掲げるとおり発電所アセス省令※に従って適切に作成されたものとは認められず、想定区域の絞り込みが不十分である。対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）について、方法書までにできる限り決定し、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、方法書に反映させること。

ア 風力発電機の設置予定範囲である尾根筋沿いには、資材等が運搬できる既設道路がなく、風力発電設備等の設置には大規模な地形の改変が予想され、周辺環境に対して重大な環境影響が想定されるにも関わらず、工事の実施に関して、同省令第 5 条第 1 項に基づく計画段階配慮事項の選定が行われていない。

イ 騒音及び超低周波音に関しては、「風力発電機の機種が決まっていない」、「残留騒音が取得できていない」等の理由から、同省令第 9 条第 3 号の規定に反して、騒音及び超低周波音に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて、できる限りの検討が行われていない。過去の事例やメーカー資料等から風力発電設備の音圧パワーレベルや残留騒音値を仮定し、音圧による評価を行うべきである。

ウ イと同様、風車の影についても、過去の事例やメーカー資料等を活用して、影響範囲や影響時間による評価が行われておらず、できる限りの検討が行われていない。

エ 想定区域内には、崩壊土砂流出危険地区が多く含まれているが、想定区域の設定に当たって、何も考慮されていない。

(2) 累積的影響について

想定区域の周辺には、他の事業者による風力発電設備が設置され、又は計画されており、鳥類や景観等に対する累積的な影響が懸念されることから、各分野の専門家等から助言を得ながら、累積的影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

想定区域の周辺には多数の住宅が存在しており、騒音、超低周波音及び風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、十分な離隔距離を取ることで、これらの影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(2) 森林保全

ア 天然林等の自然度の高い森林の伐採を避けること。

イ 天然林は、植物だけでなく様々な生物の生息する空間であるため、その保全については、専門家等の助言を得ながら、そこに形成される生態系の維持に必要なバッファゾーンを含めた範囲を保全対象として設定し、事業の実施による天然林への影響を最小限にとどめること。

ウ 里山のような自然度の高い森林についても、本県にとっては、貴重な天然林であることから、それらの天然林をできるだけ避けた配置等を計画すること。

エ 直接的改変を受ける想定区域の植物調査については、地点調査及び踏査ルート調査に加え、その範囲を面的に行うこと。

オ 想定区域及びその周辺の保安林は、森林法に基づき農林水産大臣が水源のかん養等の公益的機能の発揮が特に必要な森林として指定したものであることから、当該機能への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物及び生態系

ア 想定区域の周辺には、川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区が存在し、想定区域は、これら鳥獣保護区に生息する鳥獣の活動範囲となっていると考えられることから、動物について、慎重に調査、予測及び評価を行い、影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

イ 想定区域を含む地域でクマタカの生息が確認されていること、隣接自治体（みなべ町）でオオタカの繁殖が確認されており、想定区域及びその周辺にも生息している可能性があることから、クマタカ、オオタカ等の猛禽類について、現地調査を行い、その生息が確認された場合は、影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(4) 水環境

想定区域内やその近傍に上水道の水源地があり、また、想定区域の下流において、農業用の利水、内水面漁業権の設定が行われているため、工事中及び供用後に発生する濁水並びに尾根の改変等による雨水や地下水の流れの変化による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、利水の状況（地下水及び沢水を含む。）を適切に調査した上で、水環境への影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(5) 景観

ア 想定区域の西側には、山頂の眺めが素晴らしく、低山登山で人気の真妻山があり、計画されている風力発電設備が当該山頂からの景観に大きく介在する可能性がある。想定区域の西

側に位置する真妻山をはじめとした眺望点からの眺望景観について、影響を回避し、又は十分に低減するよう、専門家に意見を求め、慎重に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討すること。

イ 配慮書においては、眺望景観を垂直視野角の数値のみで評価しているが、景観への影響は、単に見える大きさだけで評価されるものではなく、風力発電設備の色や、稜線との取合いなどの空間構成、稜線の改変の有無、他の景観構成要素との関係、太陽光や四季の変化などの環境の変化、複数の風力発電設備による複合的な影響、その景観が持つ重要性など様々な要素によって大きく左右されるものである。今後、環境影響評価を進めるに当たっては、次に掲げる事項に留意して、景観に係る影響を回避し、又は十分に低減するための適切な環境保全措置を講じること。

(7) 配慮書では、想定区域から約10.5kmの範囲に限定して眺望点の抽出を行っているが、視程の状況を踏まえた上で、熊野古道や護摩壇山展望台など周辺の重要な眺望点を広く抽出すること。

(1) 主要な眺望点だけでなく、住民の日常的な視点場からの景観（囲繞景観）について検討すること。また、キャンプ場や天文台など、美しい星空が見える視点場からの夜間景観について、航空障害灯による影響を検討すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 企業・町・県の三者が森林保全・管理協定を取り交わし、広葉樹の育成に取り組んでいる「企業の森」が想定区域及びその周辺に存在することから、「企業の森」の分布状況を調査した上で、当該活動地を避けた計画とすること。

(7) その他

ア 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

イ 環境影響評価図書は、広く公表し、様々な方面から意見を聴取するものであることを踏まえ、一般にも分かりやすいものとする。

ウ 環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手段であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。特に、事業実施に伴い想定される環境リスクについて、正しく説明しておくこと。

エ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。また、最新の知見や既存事例の情報収集・活用に努めること。

3 関係地方公共団体である町長の環境の保全の見地からの意見

このことについては別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して方法書に反映させること。

※ 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）



印企産第1563号
令和4年11月21日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

印南町長 日裏 勝己



(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の
保全の見地からの意見について(回答)

令和4年10月21日付け環生第10180001号で照会のあった件について、下記
のとおり回答します。

記

【総務課】

・当地域は毎年台風が多く通過し、近年では突風やゲリラ豪雨等の異常気象が発生する恐れがある。設置後に気象災害等により風力発電施設が破損し周囲に被害を与えないよう、安全対策や災害対策を講じること。

【生活環境課】

・風力発電施設等の配置等の検討にあたっては、最新の知見等に基づき、周辺の施設や住居等へ及ぼす影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、騒音、超低周波音及び風車の影における生活環境への影響を可能な限り回避、軽減させるよう、配置等について検討を行うこと。

特に、超低周波音から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限りの最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び検討を行うこと。また、苦情、健康被害が発生した場合は、真摯に対応すること。

・事業実施にあたっては、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気等により、地域住民等の健康、財産、農産物、畜類等に被害を及ぼすことのないよう、生活環境に十分配慮し、地域住民等の理解のもと、計画立案に取り組むこと。

【建設課】

・事業実施想定区域内及び隣接地で、本町が管理する町道並びに法定外公共物を使用する場合には必要な許可を得ること。

・工事期間中並びに工事完了後においても町道並びに法定外公共物に土砂・流木等が流れ込まないように対策を講じること。なお、これらが発生した場合には事業者の責任において対応すること。

・ダンプトラック等工事用車両の通行により、町道及び林道の道路構造物等に損傷を与えた場合には、直ちに建設課に連絡し、その指示に従うこと。

また、舗装の復旧については全面復旧を原則とする。

・工事期間中、町道を工事用車両が通行する場合には交通安全に十分注意すること。

また、工事用車両の通行によって泥及び粉塵が発生し、沿道住民の生活に支障がないよう対策を講じること。

・工事期間中に発生した苦情処理については事業者において対応し、対策を講じること。

【企画産業課】

・事業実施にあたっては、周辺地域の住民や土地所有者の理解が不可欠であることから、意向等を十分に把握し、安全対策及び災害対策等の対応を行うこと。

・関係する地元区には、事前に事業計画を説明し、十分理解を得ること。

・隣接地等の所有者とトラブルが発生した場合は当事者間で解決すること。

・切目川漁業協同組合には、事前に事業計画を説明し、十分理解を得ること。

・事業実施想定区域は真妻山の東側に位置するため、眺望景観については、重大な影響を及ぼさないよう調査検討を行うこと。

日川企第 313 号
令和4年11月8日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

日高川町長 久留米 啓史



(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階配慮書に対する環境の
保全の見地からの意見について (回答)

令和4年10月21日付環生第 10180001 号で照会のあった件について、下記のとおり
回答します。

記

・地元住民の理解について

事業実施にあたっては、周辺地域の住民や土地所有者（以下「地域住民等」という。）の理解
が不可欠であることから、地域住民等の意向を十分配慮し、安全対策及び災害対策等の対応を
行うこと。

・景観について

事業実施想定区域は、白馬山脈の南側に位置し自然豊かな地域であることから、眺望景観に
ついては、重大な影響を回避又は低減するよう調査及び検討を行うこと。

・工事の実施について

風力発電施設建設に伴う造成工事により土砂流出や濁水発生の可能性が考えられるため、適
切な調査及び予測を行い、対策方法を検討すること。また、大型部品の運搬及び工事車両の通
行について、ルート of 安全対策を十分講じること。

・騒音等について

風力発電施設の建設工事及び施設稼働時に係る騒音・振動等が周辺の公共施設や住居等に及
ぼす影響を回避又は低減させるよう風力発電施設の配置及び機種等について、十分検討するこ
と。また、騒音等の人への影響については、個人差があり未解明な部分も多いことから、国が
示す指針値及び最新の知見に基づいた適切な方法により調査及び予測を行うこと。

・生態系について

事業実施想定区域には保安林が含まれており事業実施によって改変されることにより、生息・生育環境が変化する可能性があるため、環境保全について重大な影響を回避又は低減するよう十分に調査及び検討すること。

【総務課】

1. 工事車両が通行する際、歩行者・対向車に十分配慮するとともに、交通ルールを遵守すること。
2. 豪雨等により、土砂が流出しないよう対策を講じ、万が一土砂が流出した場合は、責任をもって対応すること。

【住民課】

1. 施設建設及び事業実施において、大気汚染、水質汚染、騒音、振動、臭気等により、住民の健康、財産、農作物、畜類等に被害を及ぼすことのないよう、生活環境に十分配慮し、地域住民や地権者の理解のもと、計画立案に取り組むこと。

【建設課】

1. 事業計画地内並びに隣接地において、本町が管理をする町道並びに法定外公共物（里道・水路）がある場合、下記の手続きをとること。
 - ① 町道から工事車両等が進入する場合、町道占用許可又は工事施工承認等必要な許可手続きをとること。
 - ② 法定外公共物を使用する場合、法定外公共物使用許可等必要な手続きをとること。
2. 事業計画地内並びに隣接地に法定外公共物（里道・水路）がある場合、事業完了後に現地にこれらを復元すること。なお、これらの手続きについては建設課と十分協議をすること。
3. 工事期間中又は工事完了後も町道並びに法定外公共物に土砂・流木等が流れ込まないよう対策を講じること。なお、これらが発生した場合は、建設課の指示に従い対応すること。
4. ダンプトラック等工事用車両の通行により、道路の構造物、道路標識、安全対策施設、占有物件等に損傷を与えた場合は、直ちに建設課に連絡を行い、その指示に従うこと。
なお、舗装復旧については、全面復旧を原則とする。
5. 工事期間中、泥並びに埃が発生し町道の通行に支障をきたすことがないように、十分な対策を講じること。なお、建設課から指示があった場合はその指示に従うこと。

6. 工事期間中、町道を工事用車両が通行する場合には交通安全に十分注意すること。
7. 日高川漁業協同組合には、事前に事業計画を説明していただきたい。
8. 関係する地元区へは事前に事業説明を行っていただきたい。
9. 上記以外に、町道並びに法定外公共物に関して問題が生じた場合は、建設課と協議を行い対応すること。
10. 和歌山県が管理する道路並びに水路等において問題が生じた場合は、県担当部局と協議のうえ適切な対応をして頂きたい。

【林業振興課】

1. 風力発電施設の設置及び関係する道路整備に伴う土地の改変による土砂流出の可能性が考えられるため、下方森林への環境影響、尾根部の改変による環境影響について調査・検討及び評価を行うこと。
2. 企業、日高川町、県が協定をとり交わし森林保全活動をしている企業の森が事業実施区域内に存在するため、事業計画作成時には十分配慮すること。
3. 本林道は一般車両の通行も多いことから、舗装を損傷し通行に支障をきたす場合は直ちに補修を行うこと。また、工事期間中は交通安全に十分注意すること。
4. ダンプトラック等工事用車両の通行により、林道の構造物・安全施設等に損傷を与えた場合は直ちに林業振興課へ連絡し、その指示に従うこと。なお舗装復旧については全面復旧とする。

【上下水道課】

1. 風力発電施設の設置予定範囲の近傍には、幾つかの水道水源地が存在するため、事業の施行には十分配慮すること。